

○ 高橋総務課長

(注3)は、わかりにくい記載ですけれども、既裁定者も含めて、17年4月に一気に給付水準を抑制することです。例えば保険料固定方式の基準ケースですと、保険料は最終保険料20%に向けて毎年上げていく。その保険料の階段で収入が入ってくることを前提にすると、給付の方は17年4月に一挙に例えば9%引き下げる、その時点で将来的には収支がバランスします。それは現実にできるかどうかというのは全然関係ないです。

これは計算の話です。

それで、この数字と比較していただくために、右側の欄三つ目まで、「給付水準調整割合」という数字がございます。これは、スライド調整を行った場合に最終的にどれくらいの調整の割合になっているか。例えば保険料固定方式の基準ケースの場合、12%という数字が載っておりますけれども、一気にやれば9%。これは現実問題できるのかといえば、一般的にはできるはずはないと思いますけれども、こういったスライド調整をやっていくと12%ぐらいで、9%より少し調整は進みます。しかし、差はそれほど開かないで、スライド調整というのは非常にマイルドな調整のやり方ですから、こういったマイルドな調整の方法をとる場合には多少調整に時間はかかるけれども、3%ぐらいの調整が進む程度で済みます。そういうことを意味しているわけでございます。

人口の低位推計や厚生年金の最終保険料率18%、経済前提C、これは経済環境の変化あるいは人口の少子化が非常に進むといった年金制度にとっては余り好ましくない環境ということになると、例えば一気に調整する割合も大きいですけれども、時間をかけるとともに最終的な給付の調整が進んでいく。給付総額の調整割合とスライド調整をやった場合の給付水準調整割合の差もかなり開いてくるということが見てとれるということでございます。

○ 宮島部会長

こういう年金の再計算ですか中期推計の中ではいろいろな形で定式化しているので、わかりにくいところはわかりにくい。特に先ほど申しましたように、50年後を直接比較するのはできませんので、これは先ほど申しましたように、物価上昇率ですべて現在の割引価値に直すというような手法になっていると、そういうことです。だから、そういう点では、手法ということではなくなかなか難しい点があるのではないか。

○ 小島委員

今日は年金の給付の問題、負担の問題ということなので、とりあえず前段の方の給付水準の問題について意見を述べたいと思います。先ほど年金課長から資料をもとに高齢者の消費実態調査とモデル年金との対比の中でご説明をいただきました。このデータをそのまま見していくと、今のモデル年金を15%ないし17%調整しても高齢者世帯の消費支出の基本

的な部分はカバーできるということに落ちついてしまう。しかし、私はそういう立場ではないので、このデータの問題点について指摘をしたいと思います。

3、4ページのところです。ここでモデル年金の23万8,125円、それと65歳、高齢世帯の消費実態調査の消費支出の比較をしておりますが、宮島部会長がおっしゃったように、これから将来を考えると、高齢者の消費支出をこのまま固定はできないだろう。将来的にどういった負担が増えていくかと考えれば、税なり社会保険料負担がます抜けている。

後の資料には、税、社会保険料の負担が、これは家計調査の方で、高齢世帯で月額2万5,000円ぐらい負担しているという数字がありますが、それも含めて給付水準を考えべきだと思っております。特に介護保険・老人医療、そこでも保険料負担がかかり、それと医療なり介護保険の一部負担、老人医療であれば昨年の10月から原則1割ないし2割負担ということになりましたので、自己負担が増えてくる。介護保険も原則1割負担となつておりますので、そういう負担もこれからは増えてくる。介護保険、医療の方の保険料負担も増えてくる。さらに税金については、公的年金等控除をどうするかということはありますけれども、その見直しによっても税負担が増えていくことを考えれば、この11年度の消費実態調査をもとに議論するのはちょっとミスリードになるのではないかと思っています。将来的にまさに医療・介護を含めた負担がどうなっていくのかということを含めて年金の水準を見ていく必要がある。

そういう意味では、年金、医療、介護などトータルな意味で負担と給付のバランスをどう図るかという視点が必要である。そこは意見だけ述べておきます。

それと、4ページのグラフですが、これも今3ページのモデル年金と11年度の消費実態調査をもとにして、これから年金の給付水準が30年後、40年後どう伸びていくかということとの比較で出しております。給付の方は給付水準維持方式あるいは保険料固定方式においても、賃金の上昇を見込んで、その分、年金の金額自体は上がっていくということを前提にしております。しかし高齢者世帯の消費支出は固定をしている。なぜ、こうなってくるかといえば、物価上昇分で割り引いて現在価格にしているからだということですが、この考え方をもとにすると、賃金は伸びるが消費支出は伸びないということになる。物価上昇分しか消費が伸びないということになれば、今後ともG.N.Pの6割を占める個人消費は物価上昇率分しか伸びないということで、G.N.Pは実質的な伸びはないということになってしまいます。

そういうことを見ますと、年金は将来的に賃金上昇に伴って増えていく。高齢者の消費支出の方は固定して考えることでは理屈が合わないのではないか。やはり現役の賃金が伸びれば現役の支出も伸びていき、同時に高齢世帯の消費支出も伸びていくということを前提にしないとおかしな話になっている。高齢者世帯の消費支出は物価で割り戻すと

伸びない。しかし現役の方は賃金が伸びるから消費支出も伸びるという話になってしまう。そこの整合性をどう図るかという問題点がある。

そのところを十分注意して見ないと、将来的に年金の額が増えるから、今の高齢者の消費はカバーできるだろうというところに落ちついてしまう可能性がある。そこはよほど注意してこのデータを見ないと問題を起こしてしまうと思っております。

それと給付の方で、保険料固定方式でいった場合に、人口変動に伴って給付水準が52%ないし45%まで下がる可能性があるということになった場合、年金の水準の下限をどこで抑えるかというところの論点がありました。たしか去年の第6回の年金部会で出された資料の中ではILO条約の項目が入っていたと思います。そのILOの102号条約、社会保障の最低基準条約、これは日本も批准をしておりますけれども、そのポイントは年金であれば、30年拠出で、従前所得の40%の給付という基準になっている。保険料固定方式でいった場合に、それをクリアーできるのかどうかという点がある。

次は質問です。ILOの128号条約があります。これは日本は批准をしてないのですけれども、これは30年拠出で従前所得の45%という水準になっている。なぜ日本は批准していないのか。私は日本も128号条約を批准すべきと思っております。なぜ日本がこれまで128号条約を批准しなかったのか、あるいはできないのかという質問であります。

○ 宮島部会長

とりあえず一つ一つ、事務局の方から説明いただける点については説明いただきたいと思います。

○ 木倉年金課長

最後のILO条約の関係でございますけれども、確かにおっしゃるように102号条約、去年も見ていただいておりますけれども、一定の前提を置いて30年拠出の場合に従前所得の40%ということで書いております。現在は、4年に一度でしたか、ILOに報告している数字としては、前提は各国の国内で定めた前提の計算式でいいということですから、一定の前提を置いてでございますけれども、またご報告したいと思いますけれども、55~56%の水準にあるということであろうと思います。これは今後の変動でどのような下限を考えるかというときの一つの目安になると思いますけれども、単純にまだ前提が置けませんものですから、報酬比例部分と基礎年金部分の考え方とか、そういうご議論もいただいた中で、どういう前提を置いたらどのような数字になるか、見ていただきたいと思っております。

また、128号条約についての批准の問題でございますけれども、これは対象者のカバーの問題でございまして、給付内容について、今でも、45%の給付水準というものは満たしているのでございますけれども、全被用者の90%をカバーする制度でこれを算定すること

になっているものですから、今はパートタイマー等が外れて適用されてないということで、全被用者の90%を前提にした厚生年金の仕組みになっておりませんので、批准されてないという状況にございます。

○ 宮島部会長

最初の二つの実態調査について考え方はいかがでしょうか。

○ 木倉年金課長

先ほどご指摘をいただきました将来に向けての高齢者の消費の伸びということをどう見るのか。これはなかなか難しい。単純に賃金がどう伸びていくということが置けませんので、現在のものを見ていたいのはそういうことでございまして、過去も基礎的消費は物価の伸び程度ではなかったでしょうかということ、あるいは近年は物価よりも下回っての伸び、我慢されているという実態もあるのでしょうかけれども、そういうことありました。

基礎的消費以外の消費の部分は、物価を上回って伸びてきているという過去の動きが見られる。これも近年は物価よりも下回っているものですから、どう見るのか難しいのですけれども、将来に向けて基礎的消費以外の部分が過去のような感じで当然に伸びていくのかどうか。あるいはそれとも、近年のようにもうちょっと我慢されて伸びないのか、なかなか一定の前提が置き難かったものですから、これは今の消費水準、すなわち今のものが買える、今の生活が満たせるぐらいのもの以上には、実質賃金上昇が1%以上あれば、さらに上がっていかなくてはならないでしょう。それに対する年金の額、購買力の水準でこのぐらいですよということを見ていだいていると。そういうことで限界があったということでございます。

それから、負担を考えていくということでございますが、確かに保健医療費の負担等、基礎年金の設定当時からいろいろご議論ございました。しかし一方で現役世代の負担と高齢者世帯の負担の公平さを保つというようなご議論の中で、高齢者も医療の1割、2割の負担、あるいは現役世代も3割の負担というご議論が出てきているのだろうと思っております。介護保険でも保険料の負担、段階的に所得に応じての負担はお願いをしておりますけれども、そういう議論が出てきているということです。

各制度の中でも、一応保険料負担はその負担能力に応じた負担ということでお願いをし、それから一部負担の方も可能な範囲での負担をお願いしてきているのだと思いますけれども、それを基礎年金設定当時からもある議論ですけれども、当然に保健医療費の部分までそれが伸びたら年金でカバーをしていく、基礎年金の部分を伸ばしていくのかどうかというのをご議論いただきたい部分だと思っております。

○ 高橋総務課長

今、小島委員ご指摘の点で、特に第2点目に関わるわけですけれども、4ページのグラフで、保険料固定方式に関する試算結果、これは年金額が若干スライド調整がかかる。給付水準維持方式の場合には賃金の伸びでそのまま伸びていって、物価上昇率は1%で賃金は2%ですが、それで戻してやっている。一方、比較対照である一番上の横棒、消費支出24万4,000円は現在のものだから、これから見ると、今後の経済成長、今の水準と将来を比較してもしようがないではないか、こういうお話なのかもしれません。昭和60年の年金改正のときに基礎年金をつくったわけですが、基礎年金のレベルがどういうふうに決まった。当時の高齢者の消費実態を見ながら、水準を60年にセットしたわけですが、それから現在18年たっているわけですけれども、年金の成熟化がこれだけ進んでくると、今現在高齢者の収入は平均的には6割は年金です。年金だけで暮らしている世帯は6割あるわけですけれども、消費実態を見て水準を決めるというよりは、逆に年金水準が消費実態を決めている部分があるわけであります。逆に今の話ですと、現役の消費支出が上がれば高齢者のも賃金と同じように上がるのではないかということになれば、逆に言うと、賃金と同じように年金水準を上げるべきだというご主張になるのだと思います。そうすると給付水準維持方式に実は該当するということでございまして、そこは現役の支える力を見ながら水準を少し考えましょうということを私ども提案していますので、ちょっと検討が必要な部分かと思います。

○ 宮島部会長

一応給付と負担の1回目でございますので、質問事項でしたらできるだけ簡潔に、意見に当たる部分はできれば、今後またペーパーを出していただきて、次回審議できるようにして、今日はなるべく多くの方からいろいろなご質問をいただきておきたいと思います。神代委員。

○ 神代部会長代理

どうもありがとうございます。岡本委員のご質問と同じことだと思うのですが、お答えを聞いても、はっきりしなかったのでもう一度伺いたいのですが、最初の1ページの表の用語で「給付総額」と言っている場合は何を指しているのか。例えば今で言うと、厚生年金の40兆円のことを言っているのか、何なのかよくわからない感じがするんですよね。

それから「給付水準」と言っているのは、多分平均の所得代替率のところの59%が52%に下がるとか、そういうことで言っているのだと思いますが、隣には「所得代替率」という欄がありまして、「給付水準」という言葉をまた別に使っている。「給付総額」と「給付水準」というのを具体的な数字でおっしゃっていただけますか。

○ 坂本数理課長

ここで「給付総額」と申しておりますのは、この表の括弧書きにございますように給

付現価という意味でございます。したがいまして、平成11年の財政再計算のときの例で申し上げますと、厚生年金の給付現価全体がどれくらいになるかということを計算しておりますが、これが2,160兆円といった結果が出ております。これから支払う給付全体を今の価格に直したものという意味で、それが2,160兆円あるわけでございますが、これに相当するものと考えていただいたらと思います。

それから、給付水準の調整割合といいますのは、現実に保険料固定方式を実施していくまして、徐々に賃金に対する給付の水準を減らしていく場合に全体としては12%減らすということでございます。これは給付水準維持方式の場合の所得代替率が59%ということでございましたので、この59%の水準のものを12%減じますと、所得代替率は52%になると、そういう関係でございます。

○ 神代部会長代理

わかりました。

○ 宮島部会長

それでは矢野委員どうぞ。

○ 矢野委員

ご説明伺った範囲でちょっと意見も少し入るかもしれません、簡単に申し上げます。給付と負担の在り方は、今回抜本的に見直す必要があると思っています。そうでないと国民の信頼を回復できない。保険料固定方式が示されているのですが、基本的には評価できると思っています。しかし保険料率を小刻みに上げていくというのは、今的方式と余り変わらないわけで、やはり国民の納得が得られないのではないか。また、給付水準の調整も終了年度が2032年というのは遅すぎる。世代間の負担と給付のアンバランスの是正にはほど遠いものがあると思います。これはたたき台に対する感想であります。

これから各論に入るわけでありますから、1階基礎年金と2階報酬比例部分との財政分離を図ることを検討して、基礎年金では国庫負担の1/2への引上げを含め税方式とすることについての検討を深める必要があると思います。

その上で、保険料固定方式を検討すること。やはり20%というのを既定の事実にしないで、それを大幅に下回る水準で固定するという検討が必要なのではないかと思います。年金の水準については、新規裁定者だけではなくて既裁定者も含めて削減を行うことが必要だと思います。その場合に実績準拠法ではなく、将来見通し平均化法で調整を先送りすることなく実施すべきではないか。またスライド率の下限について、名目年金額下限型と物価下限型が示されておりますけれども、既裁定者に水準調整が及ばない物価下限型は適切ではないし、また名目年金額もこれを聖域化しないで再検討するという論議が必要なのではないかと思います。

それから、データについての質問ですが、29ページに日米の比較、事業主負担の比較表がありますけれども、日本の場合、税制適格年金以外にもいろいろな福祉制度があるわけです。厚生年金基金の加算部分も含めたものですとか、中小企業の退職金共済とか、そういう私的年金の事業主掛金がこの中に入っているのかどうか。また、日本の企業年金は退職一時金と一体になっているわけありますが、退職金一時金についての事業主負担は入っているのかどうか。また、事業主が負担する法定外福利費、その中に医療・健康関係の費用があるわけですが、そういったものが含まれているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○ 宮島部会長

それでは前半の意見の部分は、後ほど少しまとめてということで、最後の日米比較のところはいかがでございましょうか。

○ 木倉年金課長

最後の点についてご説明申し上げます。これは私どもの省で使ってきていた数字でございますけれども、まず厚生年金基金の分、これは下に書いてありますように、社会保険料はILO基準で整理し、これに基づいて社会保障給付費の調査を国立社会保障・人口問題研究所で把握をして発表させていただいているけれども、この基準に沿って出させていただいております。厚生年金基金の部分はこの社会保険料の方で算定をするということで入っておりまして、それ以外の税制適格年金の部分は外に書き出しているというようなことでございます。

アメリカの方でございますが、これは欄外にありますように、EBRIという日本語に訳しますと企業福祉研究所というところの調査データ、よく使われるものでございますが、それを引っ張らせていただいている。この5.7という国民所得比の私的年金。私的医療保険というものは、そのデータの中にあります私的年金、プライベート・エンプロイア・ペニションとプロフィット・シェアリング、向こうでOASDIの私的年金部分として統計でまとめられている部分の事業主負担部分を掲げさせていただいております。

それから、医療の方につきましては、メディケアヘルスインシュアランスという項目がございますけれども、その部分が含まれての数字ということで示させていただいている。一概に法定福利以外のもの全部をこれで決めて比較をするというのも一面的かと思いますけれども、一応こういうものを示させていただいたことがございましたので、見ていただいたということでございます。

○ 矢野委員

今の回答は不十分だと思います。

○ 宮島部会長

逆に、多分こういう福利厚生の範囲のとらえ方はいろいろあると思いますので、もしよろしければ、矢野委員から少し次回にでもお考え、データをお出しitただくことは可能でございましょうか。

○ 矢野委員

後でもいいのですけれども、退職一時金とか法定外福利費が入っていないのであれば、比較する資料としては不十分ではないかということを指摘しておきます。

○ 宮島部会長

わかりました。それでは大澤委員。

○ 大澤委員

小島委員の真ん中あたりの論点に関連するのですけれども、12ページの高齢者世帯と現役世帯の生活水準の比較は、(注)にありますように、家計調査に立脚をしているわけなんですが、家計調査のデータとしてのリライアビリティーに関して議論があって、近年リライアビリティーが落ちているという指摘はあると思います。前の方の図は、全国消費実態調査が使われていますが、そういう意味で言えば、全国消費実態調査と家計調査の乖離が広がっているということだと思うのですけど、簡単に言いますと、家計簿をつけている人がつかんでいない収入と支出が現役世帯では増えているという問題でございます。

高校生ともなれば、かなりの人がアルバイトをし、大学生ともなればほとんどアルバイトをしているというようなことで、家計簿をつけている人がつかんでいない。そういった世帯主と配偶者以外の世帯員の個人的な収入と個人的な消費支出はかなりの額にのぼっておりまして、恐らく30代の人にはそれは余り関係ないけれども、40代のところではかなりある。家計調査だけで比べて、40代よりも高齢者夫婦の消費水準の方が高いと言ってしまうといささかミスリーディングなのではないか、余裕のある高齢者、全く余裕のない現役というようなイメージを与えることは問題なのではないかというのが第1点目です。

それと関連しますので、今度は後ろの45ページ、46ページの、これはまた全国消費実態調査に基づいた前期高齢者と後期高齢者の生活実態といいますか、消費支出の比較ですけれども、三つの表を比べてみれば明らかに格差は縮まってきております。平成元年だったら、消費支出が60代後半で100に対して、75歳以上は74というふうになっているわけですね。ところが、6年、11年の調査では格差は縮まっておりまして、ここにはコーホート効果のようなものもあるのだろう。恐らく平成元年時点の後期高齢者というのは、年金も充実していなかったことの結果としてかなりつましい生活を送るということだったとすれば、そういうことはだんだん縮まってきていて、今後、20年、30年、50年と見通していくときに、このデータに立脚しすぎることは問題がありはしないか。

それにしましても、最後は意見なのですが、私は物価下限型よりは名目年金額下限型の方が好ましいとは思っておりますが、ただ、後期高齢者になると相当支出はつましくなるので問題ありませんというようなイメージも、これまた過度に強調されると問題ではないか。質問よりは意見のようになつたのですが、そのあたりをどうお考えかということですね。

○ 木倉年金課長

最初の方の家計調査と全国消費実態調査の乖離の問題でございますが、全国消費実態調査ですとローンとかその辺が見えませんので、家計調査にもらっていますけれども、確かに調査の分母も、全国消費実態調査は今8,000世帯ぐらいですし、全国消費実態調査は5万を超える世帯の調査ということもございます。ただ、全国消費実態調査で、消費支出の部分だけ、30代、40代、50代と拾ってはみたのですけれども、家計調査とほぼ同程度の額であり、14万とか16万とか19万が同程度の率だったものですから、そこは今の全国消費実態調査であらわれてないものもあるのかもしれません、両方の調査でそんなに差がなかったということだけご報告させていただきたいと思います。

○ 宮島部会長

それでは、近藤委員どうぞ。

○ 近藤委員

18ページの保険料負担のところの凍結解除の問題で、これは長期的、計画的な視点からとなっているので、念頭においているかもしれませんけれども、保険料負担を5年間凍結したわけですから、最終的な段階にいくのに、本来なら5年間早く到達できるような、少しでも早くいけるような形をとるべきではないかと思います。

それに関連して、次の19ページの表、14年は農林共済、15年は厚生年金基金の臨時収入があって、神風が吹いた形でプラスになっているのですけれども、保険料を凍結したことで収入が減った分が年度毎にいくらなのかということと、物価スライドをゼロにしたことで給付費に影響した分がいくらか、すぐわかればいいのですが、わからなかつたら後で結構ですけれども、出していただければ。

○ 木倉年金課長

保険料の凍結部分というのは、凍結した保険料がかかるべき対象者、被保険者の変動等ございますから、この辺をどう見るかという点はあろうかと思います。物価スライド部分について給付費のベースで見ていただきますと、過去12、13、14年の3年間の累計で、厚生年金・国民年金で約9,800億円、もしも全部下げていたならばということとの差でございますけれども、9,800億円の給付費の差ということで影響しているということでございます。

○ 近藤委員

単年度ではどうなのでしょうか。

○ 木倉年金課長

12年度で厚生年金・国民年金で926 億、13年度で3,200 億、14年度で5,700 億ということで、合わせまして9,800 億ぐらい。仮に全部0.3%、0.7%、0.7%という3年間のものを全部物価スライドしていた場合の給付費のベースです。

○ 近藤委員

保険料の方は後でお願いします。というのは、このまでいくと、16年度は収入と支出の関係で言えば予算が組めなくなる。積立金取崩しというような形の特別の措置を考えるわけですか。

○ 木倉年金課長

今の数字そのものは給付費ですから、予算にあらわれてくるのは国庫負担だけですので、9,800 億に対応する国庫負担だけの数字というのは約1,600 億円です。

○ 近藤委員

16年度を考えたら、この4兆円9 という収入が入ってこなくなるわけですね。解散とかそういうものが起こらないとしたら。

○ 高橋総務課長

15年度で申し上げれば、その他収入4.9兆円のうち、3兆数千億は、これは前回ご説明しましたけれども、厚生年金基金からの代行返上分を考えているのですけれども、16年度それがないということになって、しかもこの状態が続行すれば、おっしゃったような積立金の取崩しは絶対ないということは言えないということあります。

○ 大山委員

今回の4ページで、これは保険料固定方式の最大の難点が資料で示されたと言わざるを得ないと思うんですね。結局自分の給付がどのくらいになるかということについて、これだけ経済的ないろんな状況によって変動すると、新規裁定されるまでわからないと、そういう難点が出されているわけであります。

基礎年金については、基礎年金の財務をどうするかということについては決めておきますけれども、基金年金については基礎年金についての考え方があると思うんです。この年金部会で議論するに当たりまして。前回の年金改正のときも、報酬比例部分と基礎年金部分の扱いについての議論がありましたけれども、最終的には基礎年金については手をつけないという形で最終的に決着がついたと思うんです。

そういう点では、今回の試算をしてもらう場合も、基礎年金については基礎年金の考え方に基づいてきちんと一定の額を置いてもらって、それによって一体報酬比例部分がどう

なるのかという試算をお願いをしたいと思います。ただ、その試算をしたとしても、保険料固定方式の最大の難点が克服できるのかどうかという問題があると思います。

もう一点は、18ページに、保険料負担の引上げ凍結の解除という問題に絡みまして、「給付水準を3割程度抑制することが必要となる」とか「4割程度の給付水準の抑制が必要となる」という記載があります。今申し上げました基礎年金と同じように、この年金部会で議論するに当たりまして、何を前提にして議論をしたらいいのかという問題があると思います。国庫負担1／2なら1／2ということについてはっきりさせていただかないとなかなか議論ができないなということがあるので、ここで給付を3割程度抑制する、4割程度の給付水準の抑制が必要である、という記載がされておりますので、それとの関係でいきますと、一つ資料をお願いしたいと思うんです。例えば保険料率について、現在の給付の関係でいくと、39ページに、給付水準維持方式でいくと保険料率が21%～26.6%の幅で変動すると。

私としましては、最終保険料率は20%程度が一番いいということで前に表明しておりますが、一番多く出されている数字としては23.6%というような数字もありますよね。これは保険料率の話になっているのですが、3割の給付を削減しなくてはいけないとか、4割の給付を削減しなくてはいけないというようなことも出されている以上、保険料率を20%にした場合に23.6%になりますといった場合と比べて、3.6%保険料率を担っている部分について一体どの程度給付を削減しなくてはいけないのか。その給付を削減することについて、何らかの方式で解決する方法がないのかというようなことについて資料を出していただきたいと思います。

具体的には39ページに現行方式が書いてありますね。支給開始年齢の見直しとか、基礎年金水準の見直し、厚生年金給付乗率の見直し、年金改定率の変更等様々なものがあると思いますが、この中身について必ずしも賛成するものではありませんけれども、給付の水準の切り下げというものの割合が一体どの程度になって、そういうものを克服するためにはどういう方法があるのか。極端に言えば、前回年金改正のときに「五つの選択肢」とあわせて示されたようなデータは一緒に出していただきたいと思います。

○ 宮島部会長

今、ご意見の部分ありましたが、あと、データの部分については、今日の資料の中である程度説明できるものもあると思います。ただ、時間の関係がありますので、次回もし必要があれば、少しその説明をしていただくということにしたいと思います。それでは翁委員。

○ 翁委員

次回又は次回以降で結構なのですが、二つばかりお願いをしたいのですけれども、一つ

は7ページで、賃金上昇率と物価上昇率、それと消費の動きについてのデータがあるのですけれども、賃金上昇率は物価上昇率を上回っているというのが通常の状態で、この結果として消費支出が物価上昇率と賃金上昇率の間にきているということだと思うのですが、ただ、本当に足元のところでは、賃金下落率が物価下落率を上回るというような状態になっている。賃金下落率、物価下落率との相対関係が時期によって極めて異例な事態でありますけれども、変わってくる局面があると思います。ここは平成11年までしかデータがとれないのでそこまでとなっていますけれども、足元のところで、物価や賃金の上昇と消費の動きがどういうふうになっているのかということを少し検証しておく必要があるかと思います。

90年代の不況が長かったので、今、労働分配率が少し上昇していまして、その結果として、企業収益が低下しているので、少し賃金の下方硬直性が弱くなってきているというふうに見ることができると思います。もちろんデフレが予想以上に進めば物価よりも賃金の調整の方が遅れる可能性もあると思うのですが、また後で議論することになると思うのですけれども、こういった異例の事態になっているときに年金のスライドをどうするのかという議論をしておく必要があると思います。仮に賃金下落率が物価下落率を大きく上回る局面が長く続いたら、今のような物価スライドの在り方だと将来の債務がかえって大きくなる方向に作用する可能性があるので、その意味でもこの辺のところをきちんと見ておく必要があるのではないかということが1点目です。

それから、もう一つは、この間も少しお話したことですけれども、給付水準の見直しをどういうふうにするのかというようなときには、世代間の給付と負担のバランスの関係について何らかの試算をお示ししていただけないかというように思っています。この間、私が日本総研の方で出したものは基礎年金とか国庫負担が入ったものでして、ミクロ的に見るとこれは必ずしも適切でないという議論があり得るかもしれません、マクロ的な世代間の給付と負担のバランスがどういうふうになっているのかということを議論の素材として出していただければと思います。

○ 宮島部会長

今の件は、最近の数年ということになりますけれども、参考として出していただければと思います。できれば次回。あの件はご検討ください。

一応これまで意思表示された方は、それぞれ時間が十分ございませんでしたが、ご意見いただきました。申し訳ございませんが、時間が参りましたので、これで一たん打ち切りにさせていただきたいと思います。先ほど申しましたように、次回もう一度この辺での議論をいたしますので、後ほど事務局の方からお願いがあると思いますが、また、皆さん方にはご意見なり、あるいはご質問でも結構でございますので、ご意見をおまとめいただ

くことをぜひお願いしておきたい。どうしても会議そのものは時間の制約がございまして、全員の方にご議論いただくことが難しいケースもございますので、どうぞよろしくお願いしたい。

それでは事務局から。

○ 高橋総務課長

次の日程につきましては、現在調整中でございますけれども、決まり次第、また改めてご連絡申し上げます。次のテーマは、部会長からもお話のとおり、給付と負担の2回目ということでお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○ 宮島部会長

資料のもとになりますいろんなデータの扱い方、これは大変難しい問題であります。今日、家計調査報告、全国消費実態調査とか、いろんなものが出されましたけど、事務局の方には、日本の基礎的な統計を用いて、なるべくそれも個表まで踏み込んだような形ができるだけ信頼性の高いデータを示していただきたいといろいろお願ひしてございます。ただ、先ほど大澤委員からも指摘がありましたし、翁委員からもありました。また、矢野委員からもありましたけれども、各種調査については、どういうカバレッジで、どういう特徴を持っていて、例えば調査対象が違うとか、いろんなことも含めて問題がある。このことは、経済学者の間では比較的よく知られています。しかし、一切データなしでやりましょうというと、今度は非常にばらばらの議論になってしまって収拾がつかない。一応、現在日本でとられている基本的な統計を使いながら議論をしていくことは、やむを得ざることだと思います。ただ、特徴ですか、あるいは平均値を用いるべきなのかどうなのか、バラツキがどうかというようなことも併せて見ておかないといけない。

この辺につきましては、できれば研究者の委員の方に少しアドバイスをいただきたいと思います。それから、先ほどのように企業負担などをどう考えるか。これはまさに範囲をどう定めるかという話になってくるわけでありまして、なかなか統一見解というのはあり得ないかと思いますが、できれば、意見と同時に、そういう推計なり調査なりをされている場合には、それぞれ今経済団体もいろんな団体もシンクタンクを持っておられますから、そういうものをむしろ積極的に提示していただく方がいろいろな議論もしやすいという点がございます。その点は、委員の方々にぜひお願ひしたい点でございます。

いろいろと申してしまいましたかもしれません、そういうことをお願ひいたしまして、時間になりましたので、本日の年金部会は終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。